

## 10 大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進について

(内閣府・総務省・財務省)

現行の指定都市制度は、大都市に対する「暫定的な制度」として創設されたものであり、特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分となっていることや、役割分担に応じた税財源措置がなされていないこと、また、道府県との役割分担が不明確で「二重行政」の弊害が生じるなど、基礎自治体としての役割と都市圏の中核都市としての役割を併せ持つ大都市行政を総合的に実施するための制度としては不十分なものです。

こうした課題を踏まえ、現在検討が進められている第二期地方分権改革が、大都市の魅力と活力を高めるものとなるよう、次のとおり要望します。

### 要望事項

- 1 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障
- 2 大都市の実態に合った税財政措置等
  - (1) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
  - (2) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
  - (3) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
  - (4) 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
    - ・ 地方交付税総額の確保
    - ・ 法定率の引き上げ
    - ・ 地下鉄への運営支援などの大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
- 3 道州制を見据えたうえでの、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、地域主権の時代にふさわしい大都市制度の創設

主な要望先：内閣府（大臣官房総務課） 総務省（自治行政局行政課，自治財政局財政課，調整課，交付税課） 財務省（主計局主計官）

京都市の担当課：行財政局 財政部 財政課 経営改革担当課長 原真弓 TEL 075-222-3293  
総合企画局 政策企画室 政策総務課長 辻智之 TEL 075-222-3033

# 大都市の魅力と活力を高める地方分権改革の推進について

## 京都市

- ・集積された都市機能を背景に、大都市圏における中枢都市として近隣都市、都市圏全体の活性化を牽引
- ・先進的な施策推進により全国の諸都市をリード

しかしながら・・・

### 現行の諸制度の問題点

- ①特例的・部分的な事務配分  
→一体的・総合的な行政運営に支障
- ②大都市の責任・権限に応じた税財政制度の不存在  
→市民にとって受益と負担の不均衡
- ③府県との不明確な役割分担  
→二重行政・二重監督の弊害

大都市としての機能を十分に発揮できる地方分権改革の推進を！

### 要望事項

- 1 大都市に対する道府県と同等の大幅な事務・権限の移譲とそれに見合う自主財源の保障
- 2 大都市の実態に合った税財政措置等
  - (1) 大都市特有の財政需要を考慮した消費・流通課税、法人所得課税などの配分割合の拡充強化
  - (2) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
  - (3) 地方の自由度の拡大につながる国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
  - (4) 大都市の実態を反映させた地方交付税制度の見直し
    - ・地方交付税総額の確保
    - ・法定率の引き上げ
    - ・地下鉄への運営支援などの大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し
- 3 道州制を見据えたうえで、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進できる、地域主権の時代にふさわしい大都市制度の創設

市民が主役の新しい「国のかたち」の実現

これまでの国庫補助負担金改革は...

補助負担率の引き下げが中心

地方の自由度拡大につながらない

## 地方の自由度の拡大につながる改革が必要！

国と地方の役割分担を明確化

地方が担うべき分野  
真に住民に必要なサービスを、地方自らの責任で提供！

国庫補助負担金の廃止

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減

役割に応じた税源移譲

<当面の目標>

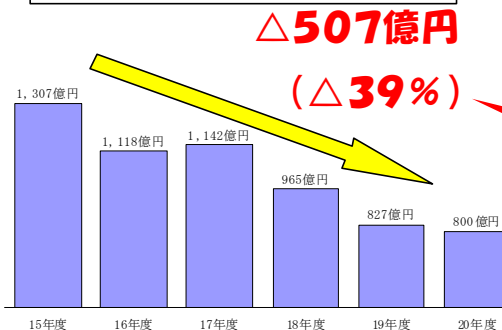
国：地方 = 6 : 4  
↓  
国：地方 = 5 : 5

国が担うべき分野

必要な経費全額を国が負担

三位一体改革のしわ寄せが地方に・・・

京都市の地方交付税等の推移（決算）



非常事態が続く本市財政にとって極めて深刻な事態

この間の市税収入の増（321億円）を大きく上回る削減額

⇒地方交付税総額確保と法定率の引き上げが必要！

大都市にとって厳しい算定方法

全国平均△2.4%を大きく上回る削減率

⇒算定方法の見直しが必要！